



仕事が原因で死亡した場合に遺族は労災の遺族補償年金を毎年受給できると聞きました。主人が亡くなった当初は生活を維持していくうえで何かと出費がありそうです。遺族補償年金を一時金として前払で受給できるのでしょうか？



できます。

①遺族補償年金を一時金として前払で受給できる条件は？

遺族補償年金を受給できる条件を満たした遺族が、遺族補償年金を一時金で前払して受給したいならできます。

②いつ遺族補償年金前払一時金を請求できますか？

- ・遺族補償年金の請求と同時に行います。
- ・遺族補償年金を受給できる通知があった翌日から1年以内でも請求できます。
- ・遺族補償年金前払一時金の請求は1回しかできません。



遺族補償年金を一時金として前払で受給できる金額はいくらですか？



遺族補償年金前払一時金で受給できる金額は給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分の額のいずれかです。



遺族補償年金を一時金で前払い受給すると、遺族補償年金を受給できなくなるのですか？



遺族補償年金を一時金で前払い受給すると遺族補償年金額が前払一時金に到達するまでは遺族補償年金は貰えなくなります。

●遺族補償年金前払一時金の事例：

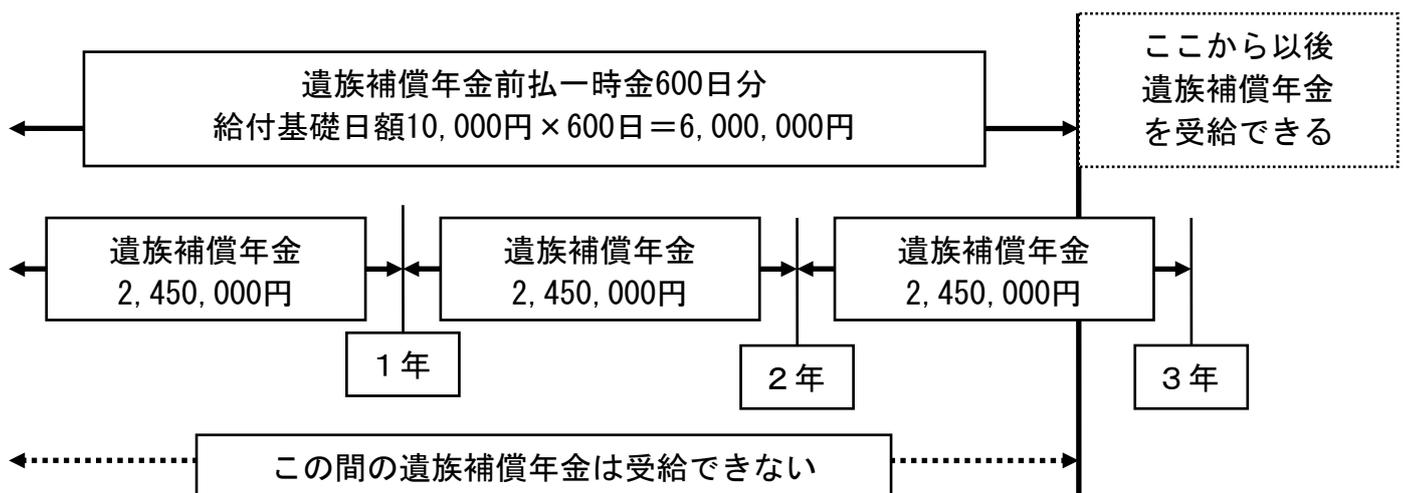
給付基礎日額10,000円。遺族人数4名

遺族補償年金額＝10,000円×245日＝2,450,000円

遺族補償年金前払一時金を600日分前払一時金で受給しました。

遺族補償年金前払一時金6,000,000円は、遺族補償年金2,450,000円の何年分になるかと言うと、6,000,000円÷2,450,000円＝2.4ヵ年分になります。

従って、遺族補償年金は、2.4ヵ年分は受給できません。2.5ヵ年後から遺族補償年金を受給できます。





Q

死亡以外の障害状態になった場合でも一時金を前払いで受給できますか？



A

できます。

①障害補償年金を一時金として前払で受給できる条件は？

障害補償年金を受給できる条件を満たした遺族が、障害補償年金を一時金で前払して受給したいならできます。

②いつ障害補償年金前払一時金を請求できますか？

- ・ 障害補償年金の請求と同時に行います。
- ・ 障害補償年金を受給できる通知があった翌日から1年以内でも請求できます。
- ・ 障害補償年金前払一時金の請求は1回しかできません。



Q

障害補償年金を一時金として前払で受給できる金額はいくらですか？



A

障害補償年金前払一時金で受給できる金額は以下の表の通りです。金額は給付基礎日額×●日分になります。

障害等級	前払一時金の額
第1級	200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,200日分または1,340日分
第2級	200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分または1,190日分
第3級	200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分または1,050日分
第4級	200日分、400日分、600日分、800日分または920日分
第5級	200日分、400日分、600日分または790日分
第6級	200日分、400日分、600日分または670日分
第7級	200日分、400日分または560日分



障害補償年金を一時金で前払い受給すると、障害補償年金を受給できなくなるのですか？



障害補償年金を一時金で前払い受給すると障害補償年金額が前払一時金に到達するまでは障害補償年金は貰えなくなります。

●障害補償年金前払一時金の事例：

給付基礎日額10,000円。障害状態等級 1級

障害補償年金額=10,000円×313日=3,130,000円

障害補償年金前払一時金を800日分前払一時金で受給しました。

障害補償年金前払一時金8,000,000円は、障害補償年金3,130,000円が何年分になるかと言うと、8,000,000円÷3,130,000円=2.5ヵ年分になります。

従って、障害補償年金は、2.5ヵ年分は受給できません。2.6ヵ年後から障害補償年金を受給できます。

